

令和6年度 新規就農者向け各市町独自の支援策

市町名	支援分野	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	人数	担当・電話番号
大津市	営農費用助成	新規就農経営開始資金	①市内において独立・自営就農を行う者であること ②独立・自営就農時の年齢が、50歳以上55歳未満であること ③農業経営者となることについての強い意欲を有していること ※その他、要件有り	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業経営開始資金の交付の対象とならないものに対して就農意欲を喚起し、就農後の経営の確立を図ることを目的として新規就農経営開始資金を給付する。 補助額：最初の年は1年につき500,000円。2年目以降は交付期間1年につき6,000,000円から前年の世帯全体の所得を減じた額に5分の3を乗じて得た額。	随時	予算の範囲内	農林水産課 077-528-2757
	営農費用助成	施設野菜生産振興事業	農業協同組合（農業協同組合が生産者の要望や申請のとりまとめを行う）	野菜等の作期調整と生産期間の拡大を図るためのパイプハウス（温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設）の設置及び当該パイプハウスに係る園芸施設共済その他の保険の加入に係るに係る経費に対して助成を行う。 次に掲げる額の合計額とする。 (1)パイプハウスの設置に係る経費に対する助成にあつては、パイプハウス設置農家1戸につき、事業費の30%以内（ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、400,000円を限度とする。）の額 (2)保険の加入に係る経費に対する助成にあつては、パイプハウス設置農家1戸につき、事業費の50%以内（ただし、9,000円を限度とする。）の額	毎年6月頃	予算の範囲内	
	営農費用助成	農業経営収入保険事業加入費用助成金	農業経営収入保険の保険関係が成立している者であって、本市に住所を有する農業者（法人の場合にあつては、本市に本店が所在するもの）	農業共済組合連合会が行う農業経営収入保険事業に加入する農業者に対し、予算の範囲内においてその加入に要する経費の一部を助成し、もって農業者の経営の安定化を図る。 補助額：保険料の1/3補助、上限100千円 ※通常は1回限りの補助であるが、青色申告書による確定申告の開始から5年以内にある助成対象者にあつては、3回を限度とする。	毎年7～12月頃	予算の範囲内	
草津市	就農相談制度	新規就農者サポート体制構築事業	草津市内農地で新規に農業を開始する予定のある方。	新規に就農を希望する方に、就農相談員を配置し空き農地の、空き家の情報提供。 新規就農者の伴定型支援体制を構築。	随時	制限なし	農林水産課 077-561-2347
守山市	研修制度 営農費用助成	モリヤマメロン新規就農者包括支援補助金	①モリヤマメロンを専作する者 ②5年以上継続してモリヤマメロンを生産・出荷する意思のある者 ③青年等就業計画の認定を受けた者または補助金申請年度中に受ける見込みのある者（一部の補助事業を除く） ※その他、要件有り	守山市で新たにモリヤマメロンを生産する者に対し、農業を始めるために必要な様々な費用を最大約310万円補助します。 （補助率最大10分の10 交付開始後最大3年間） 【補助事業例】 ・家賃支払いへの補助 ・引越費用への補助 ・農地代支払いへの補助 ・機械、施設等取得への補助 ・トレーニングハウス実施に関する補助（※） 等 ※JAが所有するトレーニングハウスでモリヤマメロンを生産する農業者に対し、年間4万円補助します（補助率1/2以内）。この事業については、青年等就業計画の認定を受ける必要はありません。	随時	予算の範囲内	農政課 077-582-1130
	研修制度 営農費用助成	守山産野菜新規就農者育成支援	・新たに守山産野菜の生産を行う農業者 ※その他、要件有り	①トレーニングハウス事業 ・JAが所有するトレーニングハウスで野菜を生産する農業者に対し、年間4万円補助します（補助率1/2以内）。補助回数は連続して2回まで。 ・JAが指定する生産技術指導者に支払う指導料に対し、最大15万円補助します（1時間当たり750円以内）。 ②独立経営開始型農業者支援事業 トレーニングハウス事業を終えて、生産技術を学んだ野菜をトレーニングハウス以外で生産する者に対し、年間最大50万円補助します（補助率1/2以内）。補助回数は連続して3回まで。	随時	予算の範囲内	
栗東市	研修制度	チャレンジ農業塾	①果樹・野菜づくりを始めたい方 ②栗東市内の直売所や市場に出荷してみたい方 ③農地有効活用をしたい方	講義による基礎知識習得およびそれぞれの園場・ハウス施設での現地指導や収穫の方法、出荷の仕方など	毎年5月頃	－	農林課 077-551-0124
甲賀市	営農費用助成	新規就農者支援事業	甲賀市青年等就業計画認定要綱（平成27年甲賀市告示第9号）第6条の承認を受けた認定就農者（50歳以上65歳未満）	経営の不安定な経営開始直後の新規就農者であって、農業次世代人材投資資金の交付の対象とならないものに対して、就農後の経営の確立を図ることを目的として500千円を交付する。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0748-69-2192
	営農費用助成	女性新規就農者支援事業	甲賀市青年等就業計画認定要綱（平成27年甲賀市告示第9号）第6条の承認を受けた女性の認定就農者	女性の農業への参画を支援 新規就農の認定を受けた女性新規就農者に経営安定を目的として500千円／年を交付する。（ただし、就農後に経営を継続する3年間に限る。）	随時	予算の範囲内	
	営農費用助成	園芸作物栽培設備設置事業（対候性パイプハウス導入事業補助）	販売用の園芸作物を栽培している市内に住所を有している農業者	耐候性に優れた園芸作物（野菜・果樹・花き）の生産施設の設置に係る補助対象経費の1/2を補助。 ①新規就農者（認定後1年以内）：上限5,000千円 ②新規就農者を除く農業者：上限1,500千円 ③新規就農者を除く農業者（経営改善計画に基づく規模拡大の場合）：上限3,000千円	随時	予算の範囲内	

令和6年度 新規就農者向け各市町独自の支援策

市町名	支援分野	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	人数	担当・電話番号
東近江市	就農マッチング	新規就農マッチング事業	市内のうち、愛東・湖東地域で就農を希望する者	地元のNPO法人(愛のまちエコ倶楽部)と連携し、非農家や市外出身の就農希望者に、後継者を求める農家や集落を紹介。 農地、施設・機械、住居(空き家)のマッチング、技術研修(果樹の場合)を行い、新規参入や第三者継承を支援。	随時	制限なし	
	営農費用助成	次世代担い手確保・育成支援事業(独立新規就農助成)補助金	市内に居住し、市内で農業を営んでいる、 ①認定新規就農者 ②東近江市地域おこし協力隊の隊員 ③構成員の半数以上が45歳以下である新規の農業生産法人	①農産物の生産及び出荷を目的とする新たな機械等の購入 ②耕作をされていない空きハウスの修繕又は経営を継承された果樹園の棚等の修繕 ③更なる経営発展のため6次産業化に必要な加工用機械の導入 【補助率等】 ①1/3以内、上限2,000千円 ②1/3以内、上限1,000千円 ③1/3以内、上限500千円	随時	予算の範囲内	農業水産課 0748-24-5561 http://www.city.higashiomishiga.jp
	研修受入農家に対する助成	新規就農サポート事業	就農準備資金を活用して土地利用型農業で新規就農を目指す者を研修者として受け入れる市内の指導農業士等	【補助金額】 交付期間1月につき研修者1人あたり5万円 【補助対象経費】 営農活動を通じて必要な技術及び知識を習得するために指導農業士等が実施する実践的な研修に要する経費	随時	予算の範囲内	
日野町	営農費用助成	新規就農者支援事業	町内に居住し、町内で農業経営を始めようとする親元就農を除く認定新規就農者	(1) 就農支援型 日野町で農業経営を始めようとする新規就農者に必要な経費を助成。当該新規就農者の農業経営の安定と確立を図る。受給期間は青年等就農計画の認定月を始期として最長36か月間とし、国の経営開始資金の交付を受ける前月までとする。 【補助金額】月額50千円	随時	予算の範囲内	農林課 農政担当 0748-52-6563
			町内に居住し、町内で農業経営を始めて間もない認定新規就農者	(2) 資材補助型 農業経営を始めて間もない新規就農者が農業経営の確立および改善を行うために必要資材等の調達を行う。 【補助率】 事業費の3分の1の額(補助上限額150千円以内)	随時	予算の範囲内	
竜王町	営農費用助成	魅力ある農業の創生事業補助金	町内に住所または所在地を有する農業者および農業団体であり、認定新規就農者、地域計画または人・農地プランに位置付けられた中心経営体	認定新規就農者の育成として新規作物または新技術の導入に要する経費(ただし、1人あたり10万円を上限とする。)	例年4月頃(予算に達するまで募集期間延長あり)	-	農業振興課 0748-58-3706 http://www.town.ryuoh.shiga.jp/
愛荘町	営農費用助成	パイプハウス設置補助	町内で施設野菜等の栽培に取り組む農業者(ただし、生産した作物を販売することが条件)	補助対象 パイプハウスおよび附帯設備(換気装置、少量土壌地耕、自動給水施設等)にかかる費用 補助率 補助対象事業経費の1/3以内(限度額50万円)	例年5月頃(予算に達するまで募集期間延長あり)	予算の範囲内	農林振興課 0749-37-8051
長浜市	研修費用助成	新規就農者支援事業(農業法人等後継者育成事業)	農業法人の被雇用者(正規社員)及び役員又は法人化を目指す集落営農組織の構成員で、補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料(税)に未納がない者。	農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費や農業法人等に従事する上で必要な資格を取得するための経費で次に掲げるもの。ただし、食糧費(飲食に係る経費)、旅費、通信教育、受講や試験を伴わない参考図書を購入は補助対象外とする。 (1) 授業料及び授業テキスト代 (2) 資格取得に係る受験料 【補助率等】 対象経費の3分の1以内とする。ただし、1人当たり3万3千円を上限とする。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0749-65-6522 https://www.city.nagahama.lg.jp
米原市	研修費用助成 営農費用助成 農地取得支援 住宅取得支援	新規就農者等支援費補助金	・市内に居住し、市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を始めようとする18歳以上50歳未満の者(区分:新規就農志向者、新規就農者、独立就農者) ・認定農業者、認定就農者または市の新規就農者等の認定を受けた者 ・就業時における農業従事日数が年間180日以上見込まれること ・米原市の基本構想に掲げられた目標に向けて、就業後5年以上農業経営を行うことが見込まれること	【補助金額】 月額3万円×36か月(1人1回限り) 【補助対象経費】 進学経費、研修に係る経費、就農の準備および生産に係る経費、農用地・農業用施設および農業機械等の取得および賃借に係る経費、その他農業経営の確立および改善に必要な経費	随時	予算の範囲内	農政課 0749-53-5141 https://www.city.maibara.lg.jp
	研修費用助成 営農費用助成 研修受入農家に対する助成	新規就農希望者等受入支援事業補助金	○新規就農希望者 ・市内で新規就農を希望する者で、農業経営を開始していない者 ・研修開始時に18歳以上50歳未満である者 ・新規就農者等支援費補助金および農業次世代人材投資資金の交付を受けていないこと ○農業法人等 ・年間150日以上農業を営むものであって、市内の農業法人、市内の特定農業団体、市内で10年以上農業経営を行い、市長が特に認めた団体 ・事前に、研修受入事業に係る研修メニュー計画書を市長に提出し、適当であると認められた農業法人等	○研修受入事業 1 研修メニュー取組事業 【補助金額】 1メニュー当たり5万円以内(定額) 【補助対象経費】 研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、農業研修に要する謝金、図書教材費、農業資材費等で市長が適当と認めるもの 2 研修生受入事業 【補助金額】 研修生1人当たり月額6,500円 【補助対象経費】 農業研修に要する研修生の日当	随時	予算の範囲内	
高島市	営農費用助成	たかしま野菜生産拡大事業	市内で就農を希望する者	(1) パイプハウスの整備 ①1棟50㎡以上のパイプハウスを新たに整備し、栽培規模を拡大する場合、費用の一部を補助 ②ハウス内で少量土壌地耕等の先進技術を導入する場合、費用の一部を補助 ・補助率・・・総事業費における自己負担額の1/2以内(補助上限額①3,750円/㎡、②2,500円/㎡、限度額150万円) (2) 果樹の新植・改植 1方5アール以上の果樹全数の新植または改植を行う場合、費用の一部を補助 ・補助率・・・総事業費における自己負担額の1/3以内(補助上限額100円/㎡)	随時	予算の範囲内	農業政策課 0740-25-8511 nousei@city.takashima.lg.jp
	住宅取得支援	空き家紹介システム	市内に移住・定住を希望する者	高島市空き家紹介システムを通して、移住希望者に対し、空き家の情報を提供する。	随時	-	市民協働課 0740-25-8528 kyoudou@city.takashima.lg.jp